

○盛岡市老人福祉センター条例

昭和53年 3 月 25 日 条例第17号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、老人福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕町14番 1 号
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市中太田深持 9 番地
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番 1 号
盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番 1 号
盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番 7 号
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番 1 号
盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目 8 番18号
盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目 7 番 1 号
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番 1 号
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目 3 番18号
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目 5 番18号
盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号
盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田榊14番地22
盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号
盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号
盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目 7 番 5 号
盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町 7 番27号
盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目 6 番27号
盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市下飯岡 8 地割100番地
盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番 5 号
盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目 1 番 4 号
盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号

盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地 5
盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号
盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地 1
盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号

(開館時間)

第3条 老人福祉センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時（盛岡市立愛宕山老人福祉センターを日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に開館する場合にあつては、午後5時）までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターにあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第9条において同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次の各号に掲げるセンターの区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(1) 盛岡市立愛宕山老人福祉センター 次に掲げる日

ア 月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日）

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 盛岡市立都南老人福祉センター 次に掲げる日

ア 月曜日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 前2号に掲げるセンター以外のセンター 12月30日から翌年の1月3日までの日

(センターの使用)

第5条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、前項の許可をしないものとする。

(1) 他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理及び運営上適当でないとき。

3 市長は、センターの管理及び運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、センターの管理及び運営上必要があると認めた場合又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第7条 使用者は、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (3) 特定の政治運動又は宗教活動をすること。

(使用料)

第8条 センターの使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第9条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第10条 センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第11条 センターの管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第12条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第13条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第14条 指定管理者の行うセンターの管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報等を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第15条 センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。
- (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。
- (3) 第5条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
- (6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずること。
- (7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。
- (8) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
 - (2) 使用者の数
 - (3) 管理経費の収支状況
 - (4) その他市長が必要があると認めた事項
- (委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、第2条中盛岡市立川目老人福祉センター及び盛岡市立北厨川老人福祉センターに係る部分は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和53年条例第35号）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 盛岡市社会福祉施設管理委託条例（昭和49年条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和54年条例第12号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和54年条例第24号）

この条例は、昭和54年11月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第25号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和55年条例第11号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和55年条例第33号）

- 1 この条例は、昭和55年10月10日から施行する。
- 2 盛岡市社会福祉施設管理委託条例（昭和49年条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和56年条例第13号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和57年条例第12号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第29号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和58年条例第9号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第17号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第17号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第13号）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 盛岡市社会福祉施設管理委託条例（昭和49年条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和63年条例第12号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第32号）

この条例は、平成3年2月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第25号）

この条例は、平成3年11月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第54号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 都南村の編入の日前に旧都南村老人福祉センター設置条例（昭和50年都南村条例第18号。以下「旧都南村条例」という。）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、改正後の盛岡市老人福祉センター条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 都南村の編入の日前に旧都南村条例の規定に基づき許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、旧都南村条例の例による。

附 則（平成7年条例第20号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第15号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第28号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされた許可の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされている許可の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則（平成15年条例第16号）

この条例は、平成15年4月7日から施行する。

附 則（平成16年条例第26号）

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市老人福祉センター条例第11条の規定による指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成16年条例第42号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市老人福祉センター条例第11条の規定による指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成16年条例第50号抄）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - （1） 附則第3項及び第4項（第1条の改正規定に限る。）の規定 公布の日
 - （2） 第16条の規定 平成17年4月1日
- 2 この条例の施行の際第1条から第3条まで、第7条から第10条まで、第12条、第13条、第15条、第17条から第32条まで、第34条及び第35条の規定による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の各条例」という。）の規定により市長若しくは教育委員会が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の各条例の規定により市長若しくは教育委員会に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。
- 3 第1条から第13条まで、第15条及び第17条から第35条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定による指定管理者の指定の手続及び当該指定の告示は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成19年条例第29号）

この条例は、平成19年4月13日から施行する。

附 則（平成20年条例第39号）

この条例は、平成21年4月15日から施行する。

附 則（平成22年条例第41号）

この条例は、平成23年2月21日から施行する。

附 則（平成23年条例第42号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成24年規則第5号で平成24年4月1日から施行）

附 則（平成28年条例第21号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成29年規則第31号で平成29年6月1日から施行）

附 則（平成30年条例第2号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、平成30年6月18日から施行する。（平成31年規則第1号で平成31年4月1日から施行）

附 則（平成31年条例第12号）

この条例は、平成32年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 1 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（後略）（令和 5 年規則第 4 号で令和 5 年 4 月 1 日から施行）

附 則（令和 5 年条例第19号抄）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。（後略）（令和 6 年規則第 1 号で令和 6 年 4 月 1 日から施行）